

## 第28回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 まちなみ景観課

◇ **開催日時** 令和元年(2019年)7月12日(金)10時00分～12時00分

◇ **場 所** 横須賀市役所3号館3階 302会議室

◇ **議 事**

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 平成30年度景観法・景観条例の運用状況等について(報告)    | 資料2 |
| (2) 平成30年度屋外広告物条例の運用状況等について(報告)     | 資料3 |
| (3) 景観条例の見直しについて(審議)                | 資料4 |
| (4) 平成30年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) 非公開 | 資料5 |
| (5) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) 非公開  | 資料6 |

◇ **出席者**

委員13人

小林正美委員長、田口敦子、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、栗原輝男、小泉厚、  
富澤喜美枝、松下啓一、三浦勉、柳澤潤、山畑信博、吉田慎悟

事務局5人

都市部長・廣川淨之、まちなみ景観課長・首藤昇、屋外広告物担当主査・高山智久、  
景観担当主査・土屋文代、高橋翔太

◇ **傍聴人** 0人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員13人のうち13人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。

また、議事録署名委員は、柳澤委員と山畑委員となった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

## 1. 平成 30 年度景観法・景観条例の運用状況等について（報告）

### (1) 事務局から別添「資料 2」に基づき説明

#### (2) 質疑・意見等

##### ●質問（吉田委員）

デザインサイクルスタンドは、今後も市内で増えていくものなのか。

##### ○回答（事務局）

まちなみ景観課では把握していないが、好評であれば増えることもあるのではないかと。

##### ■意見（吉田委員）

景色が良い場所に設置することが果たして良いことなのかどうか、今後も設置されることがあるのであれば、景観的な配慮が行われるのか心配である。

##### ■意見（国吉委員）

私はこのデザインサイクルスタンドについて、選考委員として参加した。私は、東郷平八郎の像の前に東郷平八郎のサイクルスタンドという重複したデザインだったため評価しなかった。もっとシンプルで景観そのものを楽しめるようなものが良いと考えていたが、多数決により決まってしまった。

##### ■意見（富澤委員）

三笠公園で記念艦三笠を撮影しようとした時にサイクルスタンドがとても邪魔であった。また、ヴェルニー公園もサイクルスタンドが通路の真ん中にあり、どうしてここに設置したのだろうと疑問を感じた。設置したことで観光に役立っているのか。

##### ○回答（事務局）

サイクルスタンドを設置した結果がどのような結果だったのか、この場で伝えることができないため、観光課に確認し審議会委員に報告したいと思う。

##### ●質問（小林委員長）

すかまち景観デザイン賞の取り組みは非常に面白い。専門部会委員もすかまち景観デザイン賞選考委員として参加したと聞いたが、より詳しい経緯を聞きたい。

##### ○回答（事務局）

専門部会委員が選考したのは、景観デザイン部門の市長特別賞である。景観デザイン部門は、16 件 14 か所の応募があり、その中から「浦賀道と浦賀のまち」が選ばれた。これは、建物が単体として表彰されたのではなく、「浦賀のまち」として表彰されたものである。「浦賀のまち」を表彰するにあたり、浦賀の連合町内会長に表彰状を受け取っていただいた。

##### ■意見（菊竹委員）

景観重要樹木の活用ということで、前から提案していたデジタルアーカイブの作成に取り組み、運用しているとのことで、ありがたい。今後、このアーカイブが広まっていけば良いと感じている。

また、すかまち景観デザイン賞について、素晴らしい賞であると感じている。この受賞作品を「受賞集」という紙媒体のものだけではなく、ホームページやインスタグラムなどのSNSで広く発信した方が良いと感じている。初めは、ホームページから始めても良いと思う。これから広く発信されていくと良いと感じているため検討をお願いしたい。

○回答（事務局）

受賞作品に関しては、よこすか都市景観協議会のホームページにて、公開している。また、よこすか都市景観協議会でもSNSを活用していきたいという意見が出てきているため、今後検討していきたいと思う。

■意見（小林委員長）

外国人が見られるような方法も検討しても良いと思う。行ってみたいと思う写真があるのに活用しないのはもったいない。

■意見（工藤委員）

猿島のトンネルは、写真を見て東南アジアからわざわざ観光に来ると聞いたことがある。

■意見（松下委員）

受賞した後の使い方を考えた方が良い。

●質問（国吉委員）

横浜や鎌倉などは市民から広く発信している。例えば「I LOVE 鎌倉」とか。よこすかも何かないのか。

○回答（事務局）

横須賀も「市民が選ぶ景観100選」という市民から広く発信したことがある。

■意見（国吉委員）

景観に限った事ではない。景観に限定してしまうとどうしても専門的になってしまうため、例えば食なども併せて幅広く横須賀の良い所をPRできると良い。

■意見（工藤委員）

横須賀市の場合、観光協会が独立しているため、観光協会のホームページでも広報できると良いのではないかと。

■意見（菊竹委員）

現在、学生がどの様にSNSを活用しているかというところ、フェイスブックでもツイッターでもなく、インスタグラムが主流である。インスタグラムも写真だけではなく、「ストーリーズ」という機能を使った動画に発信力があるようだ。日々変わっていく流行のSNS媒体に発信することが重要であると感じている。

## 2. 平成30年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

(1) 事務局から別添「資料3」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（山畑委員）

違反広告物除却件数が記載されているが、この中には屋外広告物でなくなった板面やフレームなどの躯体も除却に含まれているのか。

○回答（事務局）

資料で載せている違反広告物除却件数は、簡易的な置き看板や電柱に貼りつけられた貼り札などの件数である。

横須賀市では、躯体だけになったものは除却扱いにしていなかったため、躯体だけになってしまったものについても、気付いたものから指導し、除却をお願いしている。

許可していた屋外広告物を除却した件数については、平成 30 年度 47 件、平成 29 年度 37 件、平成 28 年度 45 件である。そもそも許可していなかった屋外広告物を指導して除却した件数はわからない。

●質問（山畑委員）

そうすると更新されなかった屋外広告物に対しては、適切に除却されていると解釈してよいのか。

○回答（事務局）

その解釈で問題ない。

●質問（富澤委員）

以前の審議会で許可申請手数料の収入からボランティアで行われている広告景観推進協力員の交通費を支出することができないかという議論があったと思うが、何か進捗はあったのか。

○回答（事務局）

以前の審議会後に他部署に確認したが、横須賀市の中で、ボランティアに対し交通費を支出しているところがなかった。

以前は説明できなかったが横須賀市では市民活動ポイント制度というボランティアに協力した人に対して配っているポイント券がある。このポイント券は、使用できる施設は限られるものの、お金として使うことができ、活動に参加した広告景観推進協力員にも 4 年前から配っている。

●質問（松下委員）

1 回の活動に対していくら相当のポイントを配るのか。

○回答（事務局）

100 円程度である。

■意見（松下委員）

この事業は協力員の力が大きい。昔は、ボランティアはお金持ちがやったが、今はそうではない。ボランティアというとお金が入らないと考える人も多いが、もう時代が違う。ボランティアが減ってきている。そうすると現在のままだと人がいなくなってしまい、職員で対応しなくてはいけなくなってしまう。しかし、職員だけで対応できるわけがない。だからこそ、今からやる気がある人に参加してもらえるような仕組みを作っていかなければいけない。これは、まちなみ景観課だけの問題ではなく、横須賀市全体の問題だと思う。本格的に考えていかないと色々な事業が成り立たなくなってしまう。変えていくのは大変だと思うが、市役所のどこかがやらなくてはいけない。交通費実費相当分は支出できるように動き始めた方がよい。この審議会にて、意見があったと伝えても良いから、予算の時期までに関係部署に掛け合った方がよい。

○回答（事務局）

貴重な意見をいただきありがたい。まちなみ景観課で協力いただいている広告景観推進協力員だけの話ではなく、市全体の話として受け止めさせていただく。この審議会から出た意見として、財政部局にも報告をあげたい。

■意見（小林委員長）

先進事例などを調べた上で、説得した方が良い。行政はその方が説得しやすい。

■意見（松下委員）

交通費でもお金が出ることで、金額は大したことはないが、考え方の問題で抵抗がある人が多いため、難しいことだとは思う。しかし、既に取り組んでいる自治体はある。

■意見（国吉委員）

ボランティアといっても行政の仕事を肩代わりしている。無くなってしまって良いわけではないし、自主的に活動をしているわけではない。ボランティアという位置づけにして、一つにまとめる必要もないと考える。

■意見（松下委員）

非常勤特別職として報酬を渡すこともでき、実際に事例もある。しかし、このケースでは、そこまでする必要はないと思う。この形のままでふさわしいだけの費用が支出できれば良いと思う。

■意見（国吉委員）

横浜の場合は、「シニアボランティア」という高齢者を派遣するシステムがある。ここでは、交通費などの実費を受けられる。公的な業務だけ行っているわけではないが、公的業務をサポートする制度がある。

■意見（松下委員）

協力員という名前で、仕事によるが、たくさんの報酬が出るところはいくらでもある。

○回答（事務局）

以前の審議会でその話を聞いた際に、「クリーンよこすか」という清掃活動のボランティアを行っているところに確認した。町内会から派遣されていることがあり、その場合は町内会から交通費が支出され、市からは支出されない仕組みのようだ。

先ほども伝えたように、全庁的な話なので今後も検討していきたいと思う。

■意見（田口委員）

屋外広告物現況調査の結果の中で、未申請に関することが一番問題視しなければいけないところだと思う。横須賀市の申請率は、悪くはないが決して良くもない。未申請があることによって、屋外広告物の全体像を掴むことに苦勞する原因になっている。例えば、許可期間が短いため申請をしないという理由もある。そのため、許可の期間を延ばしたいと以前の審議会の中で議論をしたことがあった。結果的には、許可の期間を延ばすと景観的に問題のある広告物が優遇されてしまうように考えられ否決されてしまったが、今後は申請してもらうための制度づくりとして、再度議論していく必要があると考える。私の関わっている自治体の中では申請率が 50%弱という高水準のところもある。それだけの申請しやすい仕組みができていないからだと思う。申請率を上げていくためには、制度を考え直さなくてはいけないと思う。

■意見（小林委員長）

特に全国チェーンの問題は、なんとかしないといけない。

■意見（田口委員）

店舗に注意したところで意味がないので、本社に伝えないといけない。全国的に統一したものにしたいので、本社で屋外広告物の設置方法についてマニュアル化しているはずである。

3. 横須賀市景観条例の見直しについて（審議）

（1）横須賀市から横須賀市景観審議会へ諮問書を手交

（2）事務局から別添「資料4」に基づき説明

（3）質疑・意見等

○説明（小林委員長）

先ほど、本審議会あてに横須賀市景観条例の見直しについて市長より諮問があった。本日はこの諮問に基づいて審議する。

ア．届出対象行為の追加

■意見（小林委員長）

私も建築審査会に参加したことがあるが、建築審査会では、デザインの話し合いはせず、承認することが前提で話し合いが進んでいくため、この項目を追加した方が良いと考える。

この提案のとおりにすると建築審査会より前に協議することになるのか。

○回答（事務局）

そのとおりである。

■意見（小林委員長）

これは、追加した方が良い。

イ．届出対象行為の除外

■意見（柳澤委員）

道路境界線から 10m以上離れた建築物に対して除外とあるが、隣地境界線からは問題視しなくてよいのか。

○回答（事務局）

先日の専門部会では、隣地境界線から 10m以上にした方が良いのではないかとの議論になったが、事例として紹介している倉庫は、後ろに高い塀があり、その先から隣地境界線になってしまう。周囲に影響がない奥まった場所に建築されており、事務局では除外して良いと考えている。

■意見（小林委員長）

例えば、隣地が公園の場合は、問題であると感じる。

■意見（柳澤委員）

業者が隣地境界線に寄せて建てたら協議の必要がないという発想になってしまふことを懸念している。公的な面に寄せてはいけないが、民地には寄せて良いといったことにはならないのではないか。民地側に大きな倉庫ばかりを建ててしまふことが心配される。

○回答（事務局）

建設してはいけないということではなく、その場合は景観条例や景観法に基づき手続きが必要になるだけである。

●質問（吉田委員）

提案のとおり運用した場合、色彩に関しては自由に選択できることになってしまふのか。

○回答（事務局）

色彩協議要綱の対象として、色彩協議は行う運用で考えている。

■意見（吉田委員）

道路境界線から 10m以上離れているところで景観協議の対象ではないからといって、色彩基準を守らない建築物などが建ち始め、先ほどの話のように隣地境界線の際に真っ赤な工場などが建ってしまったら問題であると感じる。

高さ制限はあるのか。

○回答（事務局）

高さは、10mを超えるとそもそも協議対象であるため、延べ床面積に関わらず協議対象になる。

■意見（柳澤委員）

建築の外壁は3m以上離すことが一般的であるため、10mも離れている今回の提案は、計画的に支障がないものではある。

■意見（国吉委員）

専門部会での議論では、10mが妥当であると判断した。

■意見（小林委員長）

できればこの説明に断面図もあると良い。高さについても協議対象を明確にした方が良い。

●質問（松下委員）

年間どの程度の協議件数があるのか。

○回答（事務局）

そこまで多いわけではないが、広い敷地を所有している特定の事業者に対して、負担が大きくなってしまっており、改善を図りたいと考えた。

■意見（国吉委員）

公共的なところから3m離れているのか、10m離れているかの話をしているが、どちらかというとも公共的なところから見えるかどうかという話になると思う。公共の場所に面しているかどうか、直接視界に入るのかどうかで大きく違う。「公共の道路に直接面していなくて、10m以上離れている場合、除外する」が良いのではないか。

○回答（事務局）

そうすると 10m以上離れていても道路までの間に建物などがないと公共の場所に面しているという扱いするべきということか。

■意見（国吉委員）

そのとおりである。公共の場所に面しているようであれば、3mでも10mでもあまり変わらない。公道に面している場合は、影響が大きいと考えるべきだ。

■意見（小林委員長）

確かに工場のように塀で囲まれている所であれば、提案どおりで10m離れているだけで良いが、YRP地区のように芝生で綺麗なところに建てられると影響が大きいようにも感じる。

○回答（事務局）

道路境界線から10mかつ公園や道路などの公共的な場所から見えないものについて、除外するということか。

■意見（柳澤委員）

それは難しいのではないか。植栽で覆う場合や塀で覆う場合など現時点で見えない物が5年後には見えてしまう可能性もある。

■意見（国吉委員）

それでも書いてあれば否定できる。「影響が大きいので工夫してください」とか。どこにも書いていないと指摘ができない。「この樹木の場合はどう考えるか」などはその時に協議していけば良いと思う。

整理すると高さ10m以上の建物の場合は除外対象外。そして、公道に面する場合は除外対象外とした方が良い。

■意見（小林委員長）

事務局は国吉委員の意見の方向で文章を考えてほしい。

ウ．特定届出対象行為の整理

■意見（小林委員長）

元々、特定届出対象行為に含んではいけない開発行為が入っていたということであれば、除外することに問題はない。

エ．行為完了状況の把握

■意見（小林委員長）

完了状況を把握するというのであれば、追加することで問題ない。

オ．景観協議の有効期限の設定

■意見（松下委員）

該当するのはどのくらいあるのか。

○回答（事務局）

ほとんどないが、最近相談を受けたのが平成17年に協議した内容であり、再協議できないのは問題があると感じている。

■意見（小林委員長）

今まで想定していなかったことが問題である。有効期限も設けることが良い

（４）まとめ

○説明（小林委員長）

ア～オに関して、文言は後で検討するにしても、だいたい良いように感じる。あとは、景観条例の改正はこの提案だけで良いのか、他にも変える必要があるのか専門部会で考えてもらえればよい。

スケジュールでは、８月に景観審議会を再度行うことになっているが、専門部会に一任して進めて良い。

●質問（事務局）

では、専門部会で再度協議したことを景観審議会委員長である小林委員に確認し、答申案を作成するというところでよろしいか。

○回答（小林委員長）

それで良い。

**４．平成 30 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）**

非公開

**５．景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）**

非公開

閉会

以上